

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加反対に関する意見書（案）

政府は昨年 11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、本年 6 月までに環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加の可否を決定するため、関係国との協議を行っている。

周知のように環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉は例外品目を認めず、10 年後には、ほぼすべての分野で関税を完全に撤廃することが原則とされており、農林水産省が公表した試算では、国境措置を撤廃すると、国内の農業総産出額が、4 兆 1 千億円減少し、食料自給率も現在の 40 パーセントから 13 パーセントへと大きく減少するとしている。

また、農林水産省の試算に基づき本県の影響を試算すると、県内農業総産出額は 40 パーセント減少し、農地の約 6 割が放棄されかねない状況に追い込まれる。

このような大きな影響によって、農村部を中心に地域社会もまた崩壊することは明らかであり、食料の安全保障とともに、地下水のかん養や洪水の防止などの多面的機能もまた失われる。

政府は、「食と農林漁業の再生実現会議」を設置し、競争力の強化を図るとしているが、アメリカやオーストラリアの 1 農場当たりの経営面積は、我が国の農家と比べ数百から千数百倍もの格差があり、これらの国と同等の競争力を確保することは不可能である。

よって政府におかれては、下記のとおり環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉へ参加しないよう強く要望する。

記

1. 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）は、国内農業や地域社会に壊滅的な影響を与えるのみならず、食料危機が懸念される中で国民生活にとっても取り返しのつかない事態を招来しかねず、交渉には参加しないこと。
2. 今後の農産物貿易交渉に当たっては、これまでのＷＴＯ農業交渉における「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、食料、農業、農村基本計画と整合性をもって交渉を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 24 日

日 田 市 議 会